

バリアフリー建築物及び耐震改修を行う建築物に係る構造計算適合性判定審査手数料について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請に伴う構造計算適合性判定審査手数料を次のように定めました。

適用日：平成21年4月1日

種 類	区 分	金 額
法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が 1,000㎡以内のもの	1棟につき 120,540円
	床面積の合計が 1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	1棟につき 148,050円
	床面積の合計が 2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	1棟につき 162,435円
	床面積の合計が 10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	1棟につき 203,910円
	床面積の合計が 50,000㎡を超えるもの	1棟につき 342,510円
法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	床面積の合計が 1,000㎡以内のもの	1棟につき 171,885円
	床面積の合計が 1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	1棟につき 227,115円
	床面積の合計が 2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	1棟につき 259,455円
	床面積の合計が 10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	1棟につき 342,300円
	床面積の合計が 50,000㎡を超えるもの	1棟につき 623,805円

※平成21年6月4日より長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請に伴う構造計算適合性判定審査手数料は、上表を適用します。